

実務経験コード

実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号）」厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知により定められています。これに示す施設・職種以外の経験は、実務経験の対象となりません（厚生労働大臣が個別に認める場合を除く）。

なお、福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が、実務経験の対象となります。

上記に該当される方は、巻末の実務経験（見込）申告書及び実務経験（見込）証明書の「施設種別」「職種」及び「コード」欄に、次のうち該当する「施設種類」「職種」及び各「コード」を記入してください。

※ 業務従事期間の計算方法

福祉に関する相談援助業務に従事した期間は、上記に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者も含む）で従事した期間を通算して計算するもの、とされています。

※令和7年8月時点での実務経験の一覧となっています。

児童分野

施設種類	相談援助の業務の実務経験として認められる職種	コード	施設種類	相談援助の業務の実務経験として認められる職種	コード
児童福祉法			児童福祉法		
児童相談所	児童福祉司	1001	知的障害児施設	★児童指導員（※2）	1401
	児童心理司	1002		★保育士（※3）	1402
	受付相談員	1003		★児童指導員（※2）	1501
	相談員	1004		★保育士（※3）	1502
	電話相談員	1005	盲ろうあ児施設	★児童指導員（※2）	1601
	児童指導員	1006		★保育士（※3）	1602
	保育士	1007		★保育士（※3）	1602
母子生活支援施設	母子支援員・母子指導員	1101	肢体不自由児施設	★児童指導員（※2）	1701
	少年指導員（少年を指導する職員）	1102		★保育士（※3）	1702
	個別対応職員	1103		児童指導員	1801
	自立支援担当職員	1104		保育士	1802
	保育士	1105	児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	個別対応職員	1803
児童養護施設	児童指導員	1201		家庭支援専門相談員	1804
	保育士	1202		自立支援担当職員	1805
	個別対応職員	1203		★児童指導員（※2）	1901
	家庭支援専門相談員	1204		★保育士（※3）	1902
	職業指導員	1205		心理指導員（心理指導を担当する職員）	1903
	里親支援専門相談員	1206	児童自立支援施設	児童自立支援専門員	2001
	自立支援担当職員	1207		児童生活支援員	2002
障害児入所施設 ・児童発達支援センター (障害児通所支援事業)	★児童指導員（※2）	1301		個別対応職員	2003
	★保育士（※3）	1302		家庭支援専門相談員	2004
	児童発達支援管理責任者	1303		職業指導員	2005
	心理担当職員	1304		自立支援担当職員	2006

児童分野

施設種類	相談援助の業務の実務経験として認められる職種	コード	施設種類	相談援助の業務の実務経験として認められる職種	コード
児童福祉法					
児童家庭支援センター	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員)	2101	指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 (国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの)	★児童指導員 (※2)	2701
里親支援センター	里親制度等普及促進担当者 里親等支援員 里親研修等担当者 家庭支援専門相談員 自立支援担当職員 養親等相談支援員 市町村連携支援員 レスパイト・ケア担当職員	2201 2202 2203 2204 2205 2206 2207 2208	児童自立生活援助事業を行なっている施設	★保育士 (※3) 相談援助業務を行なっている指導員 個別対応職員 自立支援担当職員	2702 2801 2802 2803
障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行なう施設 放課後等デイサービス事業を行なう施設 居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設 保育所等訪問支援事業を行なう施設 障害児相談支援事業 乳児院 医療型児童発達支援を行なう施設	★指導員 (※1) ★児童指導員 (※2) ★保育士 (※3) 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員 (心理担当職員に限る) ★障害福祉サービス経験者 (※4) ★指導員 (※1) ★児童指導員 (※2) ★保育士 (※3) 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員 (心理担当職員に限る) ★障害福祉サービス経験者 (※4) 訪問支援員 (保育士・児童指導員・心理担当職員に限る) (※1) 児童発達支援管理責任者 訪問支援員 (保育士・児童指導員・心理担当職員に限る) (※1) 児童発達支援管理責任者 相談支援専門員 相談支援員 児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員 児童指導員 (※2) 保育士 (※3) 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員 (心理担当職員に限る)	2301 2302 2303 2304 2305 2306 2311 2312 2313 2314 2315 2316 2321 2322 2331 2332 2401 2402 2501 2502 2503 2504 2505 2601 2602 2603 2604	地域子育て支援拠点事業を行なっている施設 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行なっている事業所 養育支援訪問事業を行なっている事業所 児童厚生施設 (児童遊園を除く) 親子再統合支援事業を行なっている事業所 社会的養護自立支援拠点事業を行なっている事業所 妊産婦等生活援助事業を行なっている事業所 子育て世帯訪問支援事業を行なっている事業所 児童育成支援拠点事業を行なっている事業所 こども家庭センター 妊産婦等包括相談支援事業をおこなう事業所 地域子育て相談機関 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 民間あっせん機関 相談員	2901 2902 2903 2904 2905 2906 2907 2908 2909 2910 2911 2912 2913 2914 2915 2916 2917 2930 2931

児童分野

施設種類	相談援助の業務の実務経験として認められる職種	コード
その他		
利用者支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	3001
児童デイサービス事業 (障害児通園事業)	相談援助業務を行なう職員(相談員)	3002
地域生活支援事業	障害児等療育支援事業を行なっている施設	3003
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行なっている職員	3004
子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業)	相談援助業務を行なっている職員	3005
重症心身障害児(者)通園事業を行なう施設	★児童指導員(※2) ★保育士(※3)	3006 3007
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	3008
子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員	3009
医療的ケア児支援センター	医療的ケア児等コーディネーター	3010

注意事項

(※1) 「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(※2) 「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(※3) 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(※4) 「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

高齢者分野

施設種類	相談援助の業務の実務経験として認められる職種	コード	施設種類	相談援助の業務の実務経験として認められる職種	コード		
介護保険法							
介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員	3101	介護保険法	3601		
	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	3102					
	介護老人保健施設	支援相談員	3103				
		相談指導員	3104				
	介護医療院	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	3105				
		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	3106				
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	3107				
	地域包括支援センター		3201				
	包括的支援事業に係る業務を行なう職員（※5）（保健師、主任介護支援専門員等）						
指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行なう施設を含む	生活相談員	3301	3701	支援相談員	3801		
	計画作成担当者	3302					
指定通所介護を行なう施設 ・基準該当通所介護を行なう施設 ・指定地域密着型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防通所介護を行なう施設 ・基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・第一号通所事業を行なう施設（※6） ・指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設を含む	生活相談員						
指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設を含む	生活相談員	3501	3901	オペレーター	4001		

注意事項

（※5）「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
通知の内容を必ず確認してください。

（※6）「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することができません。通知の内容を必ず確認してください。

高齢者分野

施設種類	相談援助の業務の実務経験として認められる職種	コード
老人福祉法		
養護老人ホーム	生活相談員	4701
特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員	4801
軽費老人ホーム ・都市型経費老人ホーム ・軽費老人ホーム (A型・B型) ・ケアハウス を含む	生活相談員	4901
	主任生活相談員	4902
老人福祉センター (特A型・A型・B型)	相談・指導を行なう職員	5001
老人短期入所施設	生活相談員	5101
老人デイサービスセンター	生活相談員	5201
老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	相談援助業務を行なっている職員	5301
有料老人ホーム	生活相談員	5401
その他		
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行なっている相談員	5501
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	生活援助員	5502
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅 等に置いて実施する事業	相談援助業務を行なっている生活援助員	5503
サービス付高齢者向け住宅	相談援助業務を行なっている職員	5504

障害者分野

施設種類	相談援助の業務の実務経験として認められる職種	コード	施設種類	相談援助の業務の実務経験として認められる職種	コード
身体障害者福祉法					
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	5601	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	★生活支援員（※7）	6301
	心理判定員	5602		★生活支援員（※7）	
	職能判定員	5603		★生活支援員（※7）	
	ケース・ワーカー	5604		★生活支援員（※7）	
身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター（A・B型） ・在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター） ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	5605	身体障害者療護施設	★生活支援員（※7）	6302
点字図書館	相談援助業務を行なっている職員	5606	身体障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	★生活支援員（※7）	6303
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律					
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）	5701	身体障害者福祉工場	★指導員（※7）	6304
	精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）	5702	精神保健福祉士	精神保健福祉士	6401
	精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）	5703	精神保健福祉士	精神保健福祉士	6402
	心理判定員（精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）	5704	精神保健福祉士	精神保健福祉士	6403
知的障害者福祉法					
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	5801	精神保健福祉士	精神保健福祉士	6404
	心理判定員	5802	精神保健福祉士	精神保健福祉士	6405
	職能判定員	5803	精神保健福祉士	精神保健福祉士	6406
	ケース・ワーカー	5804	精神保健福祉ホーム	管理人	6407
障害者総合支援法					
障害者支援施設	★生活支援員（※7）	5901	知的障害者更生施設（入所、通所）	★生活支援員（※7）	6501
	就労支援員	5902	知的障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	★生活支援員（※7）	6502
	サービス管理責任者	5903	知的障害者通勤寮	★生活支援員（※7）	6503
地域活動支援センター	★指導員（※7）	6001			
福祉ホーム	管理人	6101			
基幹相談支援センター	相談援助業務を行なっている職員	6201			

注意事項

（※7）「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

障害者分野

施設種類	相談援助の業務の実務経験として認められる職種	コード	施設種類	相談援助の業務の実務経験として認められる職種	コード	
障害者総合支援法						
障害福祉サービス事業	生活介護を行なう施設	★生活支援員（※7） サービス管理責任者	6 6 0 1 6 6 0 2	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行なっている指導員 相談援助業務を行なっているケースワーカー	6 9 0 1 6 9 0 2
	自立訓練を行なう施設（機能訓練、生活訓練）	★生活支援員（※7） サービス管理責任者	6 6 0 3 6 6 0 4		発達障害者支援法	
	就労移行支援を行なう施設（認定就労移行支援を含む）	★生活支援員（※7） 就労支援員 サービス管理責任者 職業指導員（相談援助を行なう場合に限る）	6 6 0 5 6 6 0 6 6 6 0 7 6 6 0 8	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員	6 9 0 3 6 9 0 4
	就労継続支援を行なう施設（A型・B型）	★生活支援員（※7） サービス管理責任者 職業指導員（相談援助を行なう場合に限る）	6 6 0 9 6 6 1 0 6 6 1 1		障害者の雇用の促進等に関する法律	
	就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員 サービス管理責任者	6 6 1 2 6 6 1 3	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	6 9 0 5
	自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員 サービス管理責任者	6 6 1 4 6 6 1 5		障害者職業カウンセラー 職場適応援助者	6 9 0 6 6 9 0 7
	療養介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	6 6 1 6	障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員	6 9 0 8
	短期入所を行なう施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業を含む	相談援助業務を行なっている職員	6 6 1 7		主任就業支援担当者 就業支援担当者	6 9 0 9 6 9 1 0
	重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	6 6 1 8	障害者就業・生活支援センター	主任職場定着支援担当者 生活支援担当職員	6 9 1 1 6 9 1 2
	共同生活介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	6 6 1 9		職業安定法	
地域生活支援事業	共同生活援助を行なう施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホームを含む	相談援助業務を行なっている職員	6 6 2 0	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用センター 障害学生等雇用センター	6 9 1 3 6 9 1 4
	身体障害者自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	6 7 0 1		その他	
	日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	6 7 0 2	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている指導員	6 9 1 5
	障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	6 7 0 3		相談援助業務を行なっている職員	6 9 1 6
	一般相談支援事業所	相談支援専門員	6 8 0 1	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	6 9 1 7
	特定相談支援事業所	相談支援専門員 相談支援員	6 8 0 2 6 8 0 3		地域移行推進員	6 9 1 8
	相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員	6 8 0 4	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員	6 9 1 9 6 9 2 0
					相談援助業務を行なっている職員（医師・保健師・看護師・作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	6 9 2 1
				アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員（医師・保健師・看護師・作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	6 9 2 2
					第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	6 9 2 3
				訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者	6 9 2 4
					訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者	

その他の分野

施設種類	相談援助の実務経験として認められる職種	コード	施設種類	相談援助の実務経験として認められる職種	コード	
地域保健法						
保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	7001	社会福祉法	査察指導員(指導監督を行なう職員)	7301	
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	7002		身体障害者福祉司 (指導監督を行なう職員)	7302	
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	7003		知的障害者福祉司 (指導監督を行なう職員)	7303	
	心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	7004		老人福祉指導主事 (指導監督を行なう職員)	7304	
医療法						
病院・診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの全ての相談援助業務を行なっている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	7005		現業員・ケースワーカー	7305	
	退院後生活環境相談員	7006		家庭児童福祉主事	7306	
	生活保護法			家庭相談員	7307	
救護施設	生活指導員	7101		面接相談員	7308	
更生施設	生活指導員	7102		女性相談支援員	7309	
授産施設	指導員 (作業指導員、職業指導員を除く)	7103		母子・父子自立支援員、母子相談員	7310	
宿所提供的施設	指導員 (作業指導員、職業指導員を除く)	7104		「セーフティーネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	7311	
被保護者就労支援事業を行なっている事業所	就労支援員	7105		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	7312	
子どもの進路選択支援事業を行なっている事業所	支援員	7106		生活保護法第55条の10第1項に規定する子どもの進路選択支援事業に従事する支援員	7313	
被保護者就労準備支援事業を行なっている事業所	被保護者就労準備支援担当者	7107		生活保護法第55条の10第2項に規定する被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者	7314	
被保護者家計改善支援事業を行っている事業所	家計改善支援員	7108		生活保護法第55条の10第3項に規定する被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員	7315	
被保護者地域居住支援事業を行っている事業所	居住支援員	7109		生活保護法第55条の10第4項に規定する被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員	7316	
日常生活支援住居施設	生活支援員 生活支援提供責任者	7110		隣保館	相談援助業務を行なっている指導職員	
生活困窮者自立支援法						
生活困窮者自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関	主任相談支援員	7201	都道府県社会福祉協議会	専門員(日常生活自立支援事業を行なう職員)	7318	
	相談支援員	7202		相談援助業務を行なっている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る)	7319	
	就労支援員	7203		専門員(日常生活自立支援事業を行なう職員)	7320	
	就労準備支援担当者	7204	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	7321	
	家計改善支援員 (家計相談支援員を含む)	7205		相談援助業務を行なっている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る)	7322	
	住まい相談支援員	7206		困難な問題を抱える女性への支援に関する法律		
	子どもの学習・生活支援事業を行なっている事業所	7207		女性相談支援センター	相談支援員	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律						
女性相談支援センター	心理支援員	7402	女性相談支援センター	心理支援員	7401	
	女性相談支援員	7403		女性自立支援施設	入所者の自立支援を行なう職員	
	女性自立支援施設	7404				

その他の分野

施設種類	相談援助の実務経験として認められる職種	コード	施設種類	相談援助の実務経験として認められる職種	コード
母子保健法					
母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	7405	就業支援事業を行なっている施設 (ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業)	相談援助業務を行なっている相談員	7601
産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	7406	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	7602
配偶者暴力防止法					
配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員	7407	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	7603
母子及び父子並びに寡婦福祉法					
母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行なう職員	7408	地域福祉センター	相談援助業務を行なっている職員	7604
刑事収容施設法					
刑事施設	刑務官	7501	就労支援事業を行なっている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員	7605
	法務教官	7502	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	7606
	法務技官（心理）	7503		その他相談援助業務を行なっている職員	7607
	福祉専門官	7504	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行なっている職員	7608
少年院法					
少年院	法務教官	7505	ホームレス総合相談推進業務を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている相談員	7609
	法務技官（心理）	7506	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	7610
	福祉専門官	7507	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	7611
少年鑑別所法					
少年鑑別所	法務教官	7508	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	7612
	法務技官（心理）	7509	自立相談支援機関 (自立相談支援モデル事業)	主任相談支援員	7613
更生保護法					
地方更生保護委員会	保護観察官	7510	相談支援員	7614	
	社会復帰調整官	7511	家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	就労支援員	7615
保護観察所	保護監察官	7512		家計相談支援員	7616
	社会復帰調整官	7513	地域居住支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員	7617
更生保護事業法					
更生保護施設	補導主任	7514	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	7618
	補導員	7515	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行なっている職員	7619
	福祉職員	7516	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行なっている職員	7620
	薬物専門職員	7517	官民協働等女性支援事業を行なっている事業所	相談援助業務又は自立支援を行なっている職員	7621
裁判所法					
家庭裁判所	家庭裁判所調査官	7518	若年被害女性等支援事業を行なう事業所	相談援助業務又は自立支援を行なっている職員	7622
労働者災害補償保険法					
労災特別介護施設	相談援助業務を行なっている指導員	7519	厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行なっている相談員 (注意) 個別認定にあたっては、別途基準、申請様式がありますので、事前にご相談ください。 個別認定に係る書類は、必ず出願時に願書等と一緒にご提出ください。 個別認定に係る書類の提出がないものや、個別認定の結果で厚生労働大臣の認可がないものについては、本コースに入学することができません。	9999
難病の患者に対する医療等に関する法律					
難病相談支援センター	難病相談支援員	7520			
成年後見制度の利用の促進に関する法律					
「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行なっている職員	7521			

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設種類	相談援助の実務経験として認められる職種	コード	施設種類	相談援助の実務経験として認められる職種	コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	7701	経過的デイサービス事業を行なっている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) (平成18年10月～19年3月)	相談援助業務を行なっている職員	7714
	生活指導員	7702			
身体障害者福祉ホーム	管理人	7703	「障害者110番」運営事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	7715
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	7704			
	精神障害者社会復帰指導員	7705	知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	7716
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) (平成18年10月～19年3月)	相談援助業務を行なっている職員	7706			
精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	7707	高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング) ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅 (登録住宅) 等において実施する事業	生活援助員	7717
知的障害者デイサービスセンター	指導員	7708			
	生活指導員	7709	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)	電話相談員	7718
	相談援助業務を行なっている職員	7710			
知的障害者福祉ホーム	管理人	7711	家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	相談援助業務を行なっている指導員	7719
身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業) ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業 障害児相談支援事業、 知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業) ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	7712	相談援助業務を行なっている相談員	7720	
			乳幼児健全育成相談事業 (保育所・乳児院において実施する事業)	相談援助業務を行なっている相談員	7721
			すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行なっている相談員	7722
			知的障害者専門相談 (法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行なっている相談員	7723
			地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	7724
障害者デイサービスを行なう施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員	7713			